

保育施設申込みから利用までの流れ

申込書類配布



申込・面談



利用調整



待機



その後の
利用調整

利用の決定



利用開始

【申込書類配布】

- 配布場所：子育て支援課
- 受付期間：随時
- 簡単な聞き取りを行い、申し込み書類(家庭状況により異なる)を保育の必要性がある方へ、配布します。

【申込先・面談】

- 申込先：子育て支援課
- 申込期間：利用希望月の前々月の月末(2ヶ月前)まで
- お子様の健康状況等の簡単な聞き取りがありますのでお子様と一緒に来庁してください。

【利用調整】

- 毎月中旬頃
- 提出書類をもとに優先度の高いご家庭から順に内定とします。
- 先着順や抽選ではありません。

【待機になった方】

- 待機になった場合、郵送で「待機通知書」と「支給認定証」を送付します。
- 申込年度の3月入所まで、毎月利用調整の対象となり、内定した場合のみ連絡します。
- 申込の取り下げを行う時はご連絡下さい。
- 待機の方で翌年度も利用を希望する場合は、改めて申し込みが必要です。

【入所決定した方】

- 子育て支援課から電話にて内定の通知をいたします。
- 内定施設から説明会の連絡があります。
- 内定施設にて説明会があります。
(重要事項や準備物の説明、お子様の生活状況の聞き取り等)
- 月の1日からの入所となります。(調整により、利用希望月と違う場合があります。)
- 入所当初は集団生活になれるまで慣らし保育があります。
(短時間保育を1週間から2週間程度※年齢等により個人差があります。)
- 「支給認定証」「利用調整結果通知書」「利用者負担額決定通知書(保育料)」を郵送します。

角田市子育て支援課 TEL0224-63-0134

◆受付期間

月曜日～金曜日

◆受付時間

8時30分～17時15分